



Title	日中戦争期、南京の人と建物をめぐる時空間：南京土地登記文書の活用方途をさぐる
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2018, 8, p. 40-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/84905
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ニューズレター 第8号 正誤表

頁	行	誤	正
12-13	日付の欄	【番号 71-112 についての日付、「9 月 25 日」の表記が切断されている】	【番号 71-112 の日付はいずれも「9 月 25 日」】
41	1	日中戦争が終わるまえ	日中戦争が終わるまで
43	32	① 戦闘詳報	① 「戦闘詳報」
44	4	④ 1936 年南京市地籍図	④ 〈1936 年南京市地籍図〉
44	6	第三五(35)幅	「第三五(35)幅」
44	8	を確認する;作業	を確認する;等の作業
45	7-8	(爆撃目標に投下できず)に去った	(爆撃目標への投弾を行わずに)去った
45	14-15	「碑亭巷」と「遊府西街」において被害を受けた建物	「碑亭巷」と「遊府西街」の建物
48	8-9	表紙には「南京市政府	表紙には「南京市政府
48	21	紅色字	【「紅色字」を削除する】
49	20	まず領租證 a-3 から。	まず領租證 a(図10)から。
50	1-13	【4 段落分を<訂正文>と差し替える】	【下の<訂正文>と差し替える】
71	8	「貧民習藝所」	「平民習藝所」
71	12	貧民習藝所	平民習藝所
71	註 21	貧民習藝所	平民習藝所

＜訂正文＞（頁 50、行 1～13 を次の文に差し替える）

さて、民国 29（1940）年 6 月から手続費として 20%が差し引かれ、民国 30 年 1 月から 30%が差し引かれることになっている。しかし記録簿を見ると、民国 29 年 6 月以降も（民国 30 年 4 月分まで）毎月 27 元を受領しており、20%あるいは 30%が差し引かれている形跡は、表面上は見えない。その理由については後段でまとめて考察することにして、ひとまず先に進むことにしたい。

つぎに変化が生じるのは、民国 30 年 5～8 月分の欄である。小さく「六月起加八元（「八」は蘇州碼）」とある。これは 6 月から家賃が 8 元上がり、35（27+8）元となったことを示唆する。5 月が 27 元、6～8 月が各月 35 元として計算すれば、合計 132 元で合致する。

図 10 の欄外の右上には、民国 31 年 1 月 21 日に、古い領租證の欄が一杯になったので「新証」と交換した旨が記されている。

さて、領租證 b（図 11）の記録欄で民国 31（「卅一」）年 7・8 月の欄に「扣二」、9～12 月欄に「扣捐」とある。前者は 20%を差し引いていることを、後者は「捐」（房捐であろう）⁷分を差し引いていることを示唆する。ただし家賃の受領額は毎月 35 元のみであり、20%あるいは「房捐」が差し引かれている形跡は、表面上は見えない。おそらく、家賃の全額を家主に払ったのちに、改めて家主から家賃の 20%や「房捐」を徴収するという形式を採用していると推測される。したがって、前述の手続費として 20%あるいは 30%を差し引く場合についても、家賃全額を受領させたのちに手続費を徴収する形式を採用していたと推測される。なお、これら手続費や「房捐」の詳細は今後の課題となる。

民国 32 年 12 月からは支払手段が「法幣」になり、金額が 35 元/月から 194 元/月となっている。また民国 33 年 6 月に「補加租 96 元」とあり、家賃が 290（194+96）元となっている。